

事 務 連 絡
平成23年4月13日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

障害者自立支援法に基づく障害者（児）への
福祉サービス、自立支援医療等の利用について

東日本大震災により被災した障害者等への必要な障害福祉サービスの確保等については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、避難所等で生活されている障害者（児）の皆様向けに、障害者自立支援法に基づく障害者（児）への福祉サービス、自立支援医療等の利用についてのリーフレットを作成いたしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

しょうがいしゃ じりつ し えんほう もと しょうがいしゃ じ
障害者自立支援法に基づく障害者(児)への
ふくし じりつ し えん いりよう りよう
福祉サービスや自立支援医療などの利用について

東日本大震災に伴い、以下のような障害者自立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービスや自立支援医療などに関する弾力的措置が行われています。

1 受給者証なしでサービスが受けられます。(これまでサービスを受けられていた方)

- 受給者証の交付を受けていること、氏名、生年月日、居住地を申し出れば、受給者証がなくても事業者からサービスを受けたり、医療機関、薬局で受診や薬の受け取りをすることが可能です。(あわせて受給者証の再交付を市町村に申し出てください。)

2 今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。

3 利用者負担の免除又は支払の猶予を受けられます。

- 事業者や医療機関の窓口でご相談ください。

(1) 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、

(2) 以下に該当する方

- ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている方

4 震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスが利用できます。

- 支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、8月31日まで期限が自動的に延長されます。

5 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

- 通常の支給決定手続をとることができない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更を行うことができます。

※ 上記の取扱いは、地震発生後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記の3及び5は、補装具費の取扱いについても同様です。

上記の記載事項を含め福祉サービスや自立支援医療などの利用に関しては、裏面の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

また、その他生活等でお困りの場合は、裏面の「生活等の相談窓口」もごさいますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

- 【岩手県】 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 電話：019-629-5447
【宮城県】 宮城県保健福祉部障害福祉課 電話：022-211-2539
【福島県】 福島県保健福祉部障がい福祉課 電話：024-521-7170
【仙台市】 仙台市健康福祉局障害企画課 電話：022-214-8163
仙台市健康福祉局障害者支援課（自立支援医療）電話：022-214-6135
【厚生労働省】 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 電話：03-3595-2528
精神・障害保健課（自立支援医療） 電話：03-3595-2307

生活等の相談窓口

〔障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部〕

- 【岩手県】 電話：090-5351-3780
【宮城県】 電話：090-2909-4066 / 090-2909-3965
【福島県】 電話：080-1859-3844

〔発達障害に関する相談先〕 発達障害者支援センター

- 【岩手県】 電話：019-601-2115（月～金：9:00～17:00）
【宮城県】 電話：022-376-5306（月～金：9:00～16:30）
【仙台市】 電話：022-375-0110（月～金：8:30～17:00）
【福島県】 電話：024-951-0352（月～金：8:30～17:00）

〔こころの健康に関する相談先〕

- 【岩手県】 災害時ストレス健康相談受付窓口 019-629-9617（9：00～17：00）
【宮城県】 こころの健康相談電話（ホットライン）0229-23-3703（6：00～9：00）・
0229-23-0302（9：00～17：00）・0229-23-3703（17：00～2：00）
【仙台市】 電話相談専用回線「はあとライン」022-265-2229
（月～金：10：00～12：00、13：00～16：00）
夜間電話相談「ナイトライン」022-217-2279（年中無休、18：00～10：00）
【福島県】 こころの健康相談ダイヤル 0570-064-556（月～金：9：00～17：00）

〔目の不自由な方〕

東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

- 【本部】 電話：090-1704-0874（終日） FAX：03-5291-7886
【岩手県】 電話：090-1704-2448（終日） FAX：019-606-1744
【宮城県】 電話：090-1704-0437（終日） FAX：022-219-1642
【福島県】 電話：024-531-4950（火～日：9:00～17:00） FAX：024-534-0522

〔耳の不自由な方〕

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

- 【本部】 電話：03-3268-8847（9:00～18:00） FAX：03-3267-3445
【岩手県】 電話：019-601-2710（月～金：10:00～16:00） FAX：019-601-2710
【宮城県】 電話：022-293-5531（8:30～18:30） FAX：022-293-5532
【福島県】 電話：024-522-0681（月～金：9:00～17:30、土：9:00～12:00）
FAX：024-522-0681